

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金により実施した事業の交付対象事業費の精算が過大

1 件 不当金額(支出) 486万円

1 交付金事業の概要

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業は、特定有人国境離島地域の地域社会の維持を図るために、内閣府本府が、都道府県の定める計画に基づき都道府県等が実施する事業の経費の一部について、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を交付するものである。

交付金の交付対象事業のうち、雇用機会拡充事業は、交付要綱等によれば、特定有人国境離島地域における雇用増に直接寄与する民間事業者等による創業又は事業拡大に要する事業資金を補助し、特定有人国境離島地域の雇用機会の拡充を行うものとされている。そして、雇用機会拡充事業の交付対象経費は、設備費、改修費、人件費等とされており、交付対象経費の1/2以内等の額の交付金を都道府県等を通じて民間事業者等に交付することとされている。

2 検査の結果

有限会社アグリおきは、平成29年度に雇用機会拡充事業として、飲食店を開設し郷土料理を提供したり、ゲストハウスとして宿泊客の受入れを行ったりするなどのために、古民家の改修工事費を1501万円とする契約を施工業者と締結した上で工事を実施したとしていた。そして、上記の工事費から消費税相当額を控除した1390万円を交付対象経費とする実績報告書を島根県隠岐郡西ノ島町に提出し、同町がこれを審査するなどして、同町から1042万円(交付金相当額695万円)の交付を受けていた。

しかし、実際に会社が施工業者に支払っていた工事費は450万円であり、会社は事実と相違した工事費に基づく虚偽の実績報告書を作成して同町に提出していた。

したがって、実際の工事費450万円から消費税相当額を控除して適正な交付対象経費を算定すると416万円となり、前記の交付対象経費1390万円との差額973万円が過大に精算されていて、これに係る交付金相当額486万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認める 事業費	不当と認める 国庫補助 金等相当額
内閣府 本府	島根県	隠岐郡西ノ島町 有限会社アグリおき (事業主体)	特定有人国境離島地域 社会維持推進交付金	平成 29	円 1390万	円 695万	円 973万	円 486万